

令和4年度第2回幸手市地域公共交通会議 会議録

○開催日時 令和4年9月26日(月)午前10時00分～10時45分

○会場 幸手市役所 第二庁舎 第1会議室

○会議内容 公開

○幸手市地域公共交通会議委員

委員区分	所属・職名	氏名	会議の出欠
第1号 (幸手市長又はその指名する者)	幸手市総合政策部長	落合和典	出席
第2号 (一般乗合旅客自動車運送事業者の代表)	朝日自動車株式会社	田沼健一	出席
第3号 (一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表)	中田商会株式会社	中田幸宏	出席
	株式会社東埼玉観光バス	内藤秀夫	欠席
	幸手タクシー有限会社	酒井昭	出席
	有限会社共和タクシー	明野真久	出席
第4号 (鉄道事業者の代表)	東武鉄道株式会社	渡邊位	欠席
第5号 (一般社団法人埼玉県バス協会の代表)	一般社団法人埼玉県バス協会	関根肇	出席
第6号 (一般社団法人埼玉県乗用自動車協会の代表)	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会	藤田貢	出席
第7号 (住民又は利用者の代表)	幸手市区長会	松田光男	出席
		出井保信	出席
		山下治郎	出席
第8号 (埼玉運輸支局長又はその指名する者)	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局	小川ゆかり	出席
第9号 (一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表)	朝日自動車労働組合	飯塚光弘	出席
第10号 (道路管理者又はその指名する者)	埼玉県杉戸県土整備事務所	原田実	出席
第11号 (幸手警察署長又はその指名する者)	埼玉県幸手警察署	瀧井秀也	欠席
第12号 (前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者)	埼玉県企画財政部交通政策課	山崎佑	出席
	五霞町生活安全課	古郡健司 (大関智己)	代理出席
	幸手市総務部長	手島秀明	出席
	幸手市健康福祉部長	関根一勝	出席
	幸手市建設経済部長	狩野一弘	出席
	幸手市教育部長	小林秀樹	出席

※会長は、幸手市地域公共交通会議設置要綱(平成22年3月29日告示第31号)第5条第1項の規定により、幸手市総合政策部長 落合和典が務める。また、同第6条第1項の規定により、会長が、会議の議長となる。

○傍聴人 0人

○会議次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事

【報告事項】

(1) 幸手市地域公共交通会議設置要綱の改正について

【協議事項】

(1) 幸手市地域公共交通計画策定について

- 4 その他

(1) 市内循環バス利用促進事業について

- 5 閉会

○会議資料

- ・次第
- ・令和4年度幸手市地域公共交通会議委員名簿
- ・席次表
- ・資料1 幸手市地域公共交通会議設置要綱の改正について
- ・資料2 幸手市地域公共交通会議設置要綱
- ・資料3 幸手市地域公共交通計画策定について
- ・資料4 市内循環バス利用促進事業について
- ・資料5 市内循環バスのイラスト表示について

司会	<p>【1 開会】</p> <p>皆様、こんにちは。</p> <p>定刻となりましたので、ただ今から「令和4年度第2回幸手市地域公共交通会議」を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>司会進行を務めさせていただきます、事務局の市民協働課 野川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>この会議につきましては、幸手市地域公共交通会議設置要綱第6条第6項の規定により、原則公開となっておりますことから、本日の会議は公開とさせていただきますことをご了承願います。</p> <p>また、議事録作成に伴いまして、録音機器の使用も併せてご了承願います。</p> <p>開会に先立ちまして、初めに資料の確認をさせていただきます。</p>
----	---

<p>司会</p>	<p>事前に送付させていただいた資料といたしまして、「資料1 幸手市地域公共交通会議設置要綱の改正について」、「資料2 幸手市地域公共交通会議設置要綱」、「資料3 幸手市地域公共交通計画策定について」。</p> <p>また本日お配りさせていただいた資料といたしまして、「次第」、「令和4年度幸手市地域公共交通会議委員名簿」、本日の会議の「席次表」、「資料4 市内循環バス利用促進事業について」、「資料5 市内循環バスのイラスト表示について」でございます。配布資料としては以上でございます。不足等はございませんでしょうか。</p> <p>続きまして、今回の会議から委員を追加させていただいております。詳細につきましては、この後、議事の中で報告させていただきますが、それに先立ち、就任いただいた方をご紹介します。配布資料の中の、「委員名簿」を併せてご覧ください。</p> <p>はじめに、名簿番号7番、東武鉄道㈱ 南栗橋駅長 渡邊 位様でございます。なお、渡邊様におかれましては、都合により本日欠席とのご連絡をいただいております。</p> <p>続きまして、名簿番号18番、五霞町生活安全課 課長 古郡 健司様でございます。なお、本日は、代理として、主幹の大関智己様にご出席いただいております。</p> <p>なお、先ほど申し上げました7番の東武鉄道株式会社 渡邊様のほか、名簿番号4番株式会社東埼玉観光バス 内藤様、16番 幸手警察署 瀧井様から、欠席との連絡をいただいておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>本日の出席者は19名でございます。このため、委員の過半数の出席を頂いておりますので、要綱第6条第2項の規定により会議を開催させていただきます。</p> <p>【2 会長あいさつ】</p> <p>それでは、開会に当たりまして、会長の落合総合政策部長からご挨拶を申し上げます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>落合会長</p>	<p>皆様こんにちは。幸手市総合政策部長の落合でございます。</p> <p>本日は、お忙しい中、幸手市地域公共交通会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。新型コロナウイルスの感染が収まらない中ではございますが、対策をとらせていただき、委員の皆様にお集まりいただいた次第でございます。</p> <p>また、今回、新たに委員にご就任いただきましたお二方におかれましては、快くご承諾くださいましたこと厚く御礼申し上げます。</p>

落合会長	<p>さて、前回の会議の際に、概略についてお伝えしましたが、法律の改正に伴いまして、地方公共団体における「地域公共交通計画」の策定が努力義務化されております。</p> <p>本日は、関連事項について報告をさせていただくとともに、当該計画の策定に向けたご協議をお願いしたいと存じます。</p> <p>当該計画の策定にあたっては、引き続き、皆様との連携を図りながら、地域の旅客運送サービスの充実化につなげてまいりたいと考えております。</p> <p>改めて、ご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。</p>
司会	<p>【3 議事】</p> <p>それでは、次第3の議事に入らせていただきます。</p> <p>これからの進行は、会議設置要綱第6条第1項の規定に基づき、会長であります落合総合政策部長に、議長をお願いいたします。</p>
議長（落合会長）	<p>議長を務めさせていただきます落合でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次第3の議事に入らせていただきます。</p> <p>報告事項の1「幸手市地域公共交通会議設置要綱の改正について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>お配りしております、資料1「幸手市地域公共交通会議設置要綱の改正について」をご覧ください。幸手市地域公共交通会議設置要綱の改正について説明いたします。</p> <p>まず「1改正理由」について申し上げます。令和2年11月の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、以降「活性化再生法」と略させていただきます。こちらの法律の改正により、地方公共団体において「地域公共交通計画」の策定が努力義務化されました。活性化再生法第6条に基づく協議会、以降、「法定協議会」と略させていただきます。この法定協議会で「地域公共交通計画」の策定のためなどの協議を行う必要があります。このことから、幸手市地域公共交通会議に法定協議会としての機能を追加するため、幸手市地域公共交通会議設置要綱を改正いたしました。</p> <p>続きまして、資料1の「2の幸手市地域公共交通会議の機能と構成員の追加」について説明をいたします。</p> <p>活性化再生法第6条において、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うことや、協議する場の構成員について規定</p>

事務局

されております。幸手市地域公共交通会議において、今後、当該計画の協議等行わせていただきますことから、資料1の2にございます「機能の追加」をさせていただきます。

「地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関する事項」
「地域公共交通計画の実施に関する協議に関する事項」「地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項」になります。こちらを地域公共交通会議の機能に追加させていただきますことから要綱を改正いたしました。

資料2の「幸手市地域公共交通会議設置要綱」をご覧ください。下線部分が追加した条項でございます。第3条は会議の所掌事務を定めており、元々1号・2号・6号が定められておりました。それに先ほど申しあげました3号・4号・5号を追加させていただきました。

資料1に戻らせていただきます。

資料1 構成員の追加。構成員につきましては、今後、地域公共交通計画の策定・実施について協議するため、活性化再生法第6条に規定されております「関係する公共交通事業者等」に今までの構成員のほかに、要綱に第4条4号「鉄道事業者の代表」を追加し、東武鉄道株式会社様に当会議の構成員となっていただきました。

また、協議事項1「幸手市地域公共交通計画策定について」でも説明をさせていただきますが、国の補助金の交付を引き続き受けるため、国が補助している「幸手駅－五霞町役場」のバス路線について、地域公共交通計画に当該補助系統等の位置付けを明記する必要があることから、関係する五霞町様に構成員になっていただきました。五霞町様は、要綱第4条12号「前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者」の区分といたしまして、五霞町様を追加することにかかる要綱の改正は、必要ございませんでした。

ちなみに五霞町地域公共交通会議の構成員にすでに幸手市もなっており、協議の場に市民協働課長が参加しております。

続きまして、資料1「3 その他の改正内容」について説明をいたします。

事務局の所在地について、第2条を追加しました。また、会議の運営事項を定めている第6条に2項・3項・6項一部・7項を追加いたしました。今回の構成員等の追加にかかる改正に併せて、要綱を見直し、事務局の所在地や代理出席、書面表決など、今まで当会議で運営していたことを改めて、要綱に定めさせていただきました。

再度「資料2 幸手市地域公共交通会議設置要綱」をご覧ください。要綱の追加した箇所を読み上げさせていただきます。

事務局	<p>「第2条 交通会議の事務所は、埼玉県幸手市東4丁目6番8号に置く。」資料2の裏面をご覧ください。第6条の2項「会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。」、3項「会議は、委員がやむを得ない理由により欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することで、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。」、6項「交通会議は、原則として公開とする。」こちらは、今までも定められていました。これ以降を追加いたしました。「ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。」、7項「前各項の規定にかかわらず、緊急を要するとき、その他やむを得ない事由があると会長が認めるときは、書面による決議をもって交通会議の議決に代えることができる。」以上が「3 その他の改正内容」でございます。</p> <p>幸手市地域公共交通会議設置要綱の改正についての報告は以上となります。</p>
議長（落合会長）	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>続きまして、協議事項1「幸手市地域公共交通計画策定について」を事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>幸手市地域公共交通計画策定についてご説明申し上げます。</p> <p>お配りしております、資料3「幸手市地域公共交通計画策定について」をご覧ください。</p> <p>報告1でもふれさせていただきましたが、令和2年11月の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、地方公共団体において「地域公共交通計画」の策定が努力義務化されました。「地域公共交通計画」の策定のため、幸手市地域公共交通会議で協議し、今後、計画を策定させて頂く予定です。</p> <p>始めに、資料3の「1 地域公共交通計画」について、ご説明いたします。</p> <p>地域公共交通計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づいた法定計画でございます。さらに、先ほど、申し上げましたが、活性化再生法第5条第1項により地域公共交通計画策定が努力義務化されました。また、この計画は、地域公共交通のマス</p>

事務局	<p>タープランとして、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするための計画でございます。</p> <p>資料3の「2 地域公共交通計画の基本記載事項（活性化再生法第5条）」について説明いたします。こちらの表は、国土交通省の地域公共交通計画に関する資料から抜粋したものでございます。資料を読み上げさせていただきます。記載事項「①基本的な方針」こちらは、「計画が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定める。また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理する。」ものでございます。記載事項「②計画の区域」こちらは「当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定する。」ものでございます。記載事項「③計画の目標」こちらは「基本的な方針に即して目標を設定する。」ものでございます。記載事項「④事業・実施主体」は「目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像・具体的なサービス水準を定める。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理する。」ものでございます。記載事項「⑤計画の達成状況の評価」こちらは「達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てる。」ものでございます。記載事項「⑥計画期間」こちらは「原則5年程度であるが、地域の実情に合わせて設定する。」ものでございます。最後に「⑦その他」は「その他、基本方針に基づき記載すべき事項があれば記載する。」とございます。以上が地域公共交通計画の基本記載事項です。こちらは活性化再生法第5条に規定されている基本事項なので、今後、計画を策定していく中で、項目を追加する場合もございます。</p> <p>資料3の「3 計画の策定までの流れ（予定）」について説明いたします。</p> <p>まず「(1) 公共交通の現状と課題の整理」として、「公共交通アンケート調査実施、現状分析、上位・関連計画と本計画の位置づけの整理、課題の整理」を進めていく予定です。まずは、現状、ニーズ、地域特性を把握するため、無作為抽出2000件で、公共交通アンケート調査実施していく予定でございます。地域公共交通計画の上位及び関連計画になります第6次幸手市総合振興計画策定、第2次幸手市都市計画マスタープランが、同様に計画策定時に無作為抽出2000件で調査の実施をしていることを参考にいたしました。さらに、必要に応じて計画策定の専門家などに意見等伺いながらアンケート・意見聴収について実施行きたいと考えております。</p> <p>資料3の裏面をご覧ください。続きまして、「(1) 公共交通の現状と課題の整理」を踏まえて、「(2) 計画の策定」を行います。「基本方針の設定」、「計画目標の設定」、「目標達成のための事業等の検</p>
-----	---

事務局	<p>討」、「計画（案）のとりまとめ」、「パブリックコメント実施」、「地域公共交通計画の策定（令和6年2月頃）」を進めていく予定でございます。</p> <p>こちらは、国土交通省の「地域公共交通計画等の作成手引き」を参考に計画策定までの段取りを示したものです。項目や時期が多少変更になる場合もございますが、基本は、このような段取りで進めていきたいと考えております。</p> <p>最後に「4 補助金と地域公共交通計画の連動化」についてご説明いたします。</p> <p>活性化再生法の改正に合わせる形で、地域公共交通計画と国の補助制度が連動化され、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けが国の補助要件となりました。現在は、経過期間であり、幸手市が地域内フィーダー系統補助金を今後継続して交付を受けるためには、令和7年度事業の認定申請の提出期限、こちらは令和6年6月になりますが、これまでに計画の作成、国への計画の送付が必要となります。</p> <p>幸手市地域公共交通計画策定についてのご説明は以上でございます。</p>
議長（落合会長）	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか</p> <p>「幸手市地域公共交通計画策定について」、ご異議なければ、承認とさせていただきます。</p> <p>それでは、これで、すべての議事が終了いたしました。皆様方のご協力に感謝申し上げます。これ以降の進行につきましては司会をお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
司会	<p>【4 その他】</p> <p>つづきまして、次第4のその他に移らせていただきます。</p> <p>「市内循環バス利用促進事業について」事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>資料4 「市内循環バス利用促進事業について」をご覧ください。私の方から、市内循環バスの利用促進に向けた2つの取組についてご説明をさせていただきます。</p> <p>はじめに、「1」の市内循環バスハッピー乗り乗り事業、略して「ハピノリ事業」についてご説明いたします。</p> <p>まず、「(1)」の「事業の目的」ですが、本事業は市内事業者の皆様との協力のもと、市内循環バスの利用促進と地域活性化を図ることを目的として実施する循環バス利用者向けの優待制度でございます。</p> <p>次に、「(2)」の「事業の概要」ですが、本事業にご賛同いただいた市内事業者である「ハピノリ応援ショップ」が、循環バス利用者に対して、任意で設定された特典、具体的には商品の割引、付与ポイントの追加又は待合スペースの提供など、循環バス利用者向けの優待サービスが無償で提供いただくものです。現在、ハピノリ応援ショップの登録店舗数については、「イ」の「サービス提供者」にある記載のとおり、44店舗となっております。</p> <p>続いて、次ページの水色のチラシをご覧ください。市では、本事業のPRとして、本チラシの真ん中に記載された「ハピノリ応援ショップ」の目印となるステッカーの配布をはじめ、循環バスの車内や停留所、ホームページ等を活用した周知活動を行っております。引き続き、本事業の更なる充実と循環バスの利用促進を図るべく、市民の皆様へのPRの強化について努めて参ります。</p> <p>最後に、「2」の市内循環バスハッピー乗り乗り強化事業、略して「ハピノリ強化事業」についてご説明いたします。</p> <p>まず、「(1)」の「事業の概要」ですが、本事業は先に説明をしたハピノリ事業の基盤強化を目的とする事業で、循環バスの1日乗車券を購入された利用者へ、ハピノリ応援ショップのみで使用ができる200円分のクーポン券を配布することで、循環バス利用者の増大と応援ショップの拡大を図っていきたく思います。</p> <p>次に、「(2)」のクーポン券の配布期間と「(3)」クーポン券の使用可能期間ですが、配布期間については11月からの2か月間、使用可能期間については11月からの3か月間を予定しております。</p> <p>なお、「(4)」の「その他」に記載のとおり、本事業の予算案については、現在開会中である9月議会に上程中のものであるため、本予算案が否決又は変更された場合には、本事業の中止又は見直しを行うことをあらかじめご承知おき頂きたいと思っております。</p> <p>説明は以上となります。よろしくお願いいたします。</p>
-----	---

司会	<p>それでは続きまして、事務局から市内循環バスのイラスト表示についてご説明申し上げたいと思います。</p>
事務局	<p>市内循環バスのイラスト表示についてご説明いたします。 お配りしております、資料5「市内循環バスのイラスト表示について」をご覧ください。 前回の幸手市地域公共交通会議で東コース、西コースは白のワゴン車のため、市内循環バスとしてより認識してもらい、親しみを持っていただくために、さっちゃんのイラストを表示してはどうかとのご意見をいただいております。事務局でもその件について認識しており、広告とのバランスを踏まえて、検討し、進めていく旨をお伝えさせて頂いていたかと思えます。 資料5のように東コース・西コースの車両に本日からさっちゃんのイラストを表示させていただいておりますので、ご報告させていただきました。</p>
司会	<p>ただいま事務局の方から2点ご説明申し上げました。皆様の方から何か質問等はございますでしょうか。</p>
松田委員	<p>市内循環バスの利用状況は現在どのようになっていますか。</p>
事務局	<p>利用状況について、1日あたりの平均利用者数で申し上げます。今年度の実績は、4月に1日あたり65人乗っていただいております。5月66.2人、6月73.3人、7月73.1人、8月67.5人です。7月と8月を比べますと、7月が73.1人に対して8月は、67.5人で利用者数が落ちてしまいました。乗降データを確認いたしましたところ、明らかに8月の東埼玉総合病院での利用が落ちてる状態でした。こちらがかなり影響して、8月の人数が下がったものと考えております。参考までにデマンド交通を実施していたときの状況を確認しましたところ、デマンド交通の東埼玉総合病院の降車も同様に毎年7月と8月を比べると8月がかなり減って、また9月に戻る現象がおきておりました。病院のホームページを見ますと、病院が休みというわけではございませんでしたが、通院が少なくなっているかと思えます。 今後、9月の状況を注視していきたいと思っております。</p>
松田委員	<p>分かりました。前回の循環バスの利用の報告と比べるとやや増えてますね。ありがとうございます。</p>

司会	<p>ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。</p>
明野委員	<p>2点です。松田委員が言われたとおり、前回の会議資料では、1月から5月まで、細かく循環バスの利用状況が出ていました。細かなくても良いのですが、会議の前の月くらいまでの実数は、総トータルでかまいませんので最初から出していただいた方が皆さん気にしているのでよいのかなと思いました。</p> <p>もう一つのハピノリ事業が8月から始まったとのことですが、これを利用した方の集計はしているのか、もしくはしていないのか。集計をしているのであれば、出していただければ効果が分かるのですが、そちらはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>配布資料につきましては、確かに前回の会議では、一定期間の循環バスの利用状況の詳細な資料をつけさせていただきました。今後、詳細な資料を付ける方向で対応をしたいと思います。</p> <p>現在行っていますハピノリ事業の利用者の状況については、把握しておりません。理由といたしましては、利用者が1日乗車券を持って登録いただいた店舗等に赴いて頂くものであり、登録いただいたところから、件数報告を頂いておりません。現状実施している事業は、市から特に費用負担等も発生していないこともあり、利用状況については、把握していないのが現状です</p>
出井委員	<p>利用状況の把握について。年齢層などがどの程度かで重要度が分かるので知りたいです。</p>
事務局	<p>現状実施しているハピノリ事業については、あくまで利用促進として、市だけでなく、市内の店舗・事業者の皆様で盛り上げていくために実施しているものでございます。</p> <p>さらに、このハピノリ事業の利用促進と基盤強化を図るため、予算を議会へ上程して、強化事業を実施させていただく予定です。こちらは、お店に200円のクーポン券を持っていただいて、その実績が市へ請求という形で現れてきますので、強化事業の方については、請求額から利用状況が、数字で出てくるものでございますが、現状実施しているハピノリ事業は、あくまでお店が任意でご協力いただいて、サービスを提供頂くもので、お店の協力により実施させていただいておりますことから、利用状況を把握するのが難しいところでございます。</p>

出井委員	<p>私が知りたいと思うのは、団塊の世代が非常に多いので、免許返納も今後多くなることにより、利用度が増えてくるかなどを推測できるかなどです。</p>
事務局	<p>一部質問内容を取り取り違えていた部分がありました。</p> <p>循環バスの利用者の年齢層については、実際に利用されている方が何歳という詳細なデータは把握できませんが、例えば運転手の方々からのお話、また別途を実施させていただいているアンケートの状況から高齢の方が多く利用されていることは把握しております。</p>
松田委員	<p>少し論点が違うかもしれませんが、利用促進関係、商工会の組織の充実、商工会の活性化をみながら、この事業は進めた方が良いと思います。どちらもステップアップするようによろしく願います</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>確かに商工分野の方にご協力をお願いするような形で実施しているという側面もございますので、そちらの連携等については引き続き図っていきたいと思います。</p> <p>また、先ほどご質問いただいた内容に対する回答についてですが、ハピノリ事業の利用状況は測れないということが実情なのですが、この事業を実施している理由は、あくまでも循環バスの利用促進のためにですので、今後その効果として、利用者が増加してくれば確かに事業の効果が出ていると考えられ、そのことを狙って実施していることを改めて付け加えさせていただきます。</p>
山下委員	<p>ハピノリ事業・ハピノリ強化事業など、工夫して利用者を増やそうとする姿勢は良いと感じています。</p> <p>ただ、このハピノリ強化事業については、乗った人は200円バックであり、ハッピーエール券も出ていてそれにプラスこれがあることは相乗効果を狙っているのですか。逆に言うとハッピーエール券が来ているなら、これはいいよということになるのではないのでしょうか。</p> <p>一番大事なのは、まだ乗っていない人が利用するというこの狙いであり、前回、無料1日乗車券を配った方が早いのではないかなど話しました。乗った人が200円券をもらい実質無料になるだけでは、乗らない人のPRになってないと思います。もう少し工夫が必要でないかと感じたのですけどいかがでしょうか。</p>

事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>このハピノリ強化事業については、今すでに行っているハピノリ事業の強化という形でハピノリ登録ショップだけで利用できるクーポン券を配布させていただきます。</p> <p>この事業を何のために実施しているかと申しますと、循環バスの利用促進が大きなテーマとしてあり、今、山下委員がおっしゃられた事は本当にごもつともでございます。クーポン券が配布される事をきっかけに、循環バスに今まで乗車していなかった方が使ってみようかなと思っていただければ、それによって利用促進が図られていくということを期待して実施させて頂くものです。</p>
山下委員	<p>個人的な意見ですが、私は200円キックバックされて、無料で乗れますよと言われても多分乗る気にならないと思います。1日券を買った方が200円クーポン券をもらえることは良いとは思いますが、もう少し工夫が必要であると感じています。</p>
事務局	<p>このハピノリ強化事業だけで循環バスの利用促進が十分に図れないところもございます。他に実施している事業とあわせて、相乗効果で利用者促進を図っていきたいと考えております</p> <p>また、運賃の無料ということを実施するとなると、その手続き等が生じてまいりますので、簡単に無料という取り扱いができないということを補足させていただきます。</p>
司会	<p>他に何かございますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>皆様の方から何か、ご説明頂くことなどございますでしょうか。</p>
司会	<p>それでは、委員の皆様からは無いようですので、事務局から議事録についての確認をさせていただきます。</p> <p>先ほど、会議結果の公表について説明させていただきましたが、本日の会議の議事録につきましては、事務局において作成し、原則公開の観点から、ホームページにおいて公開させていただきます。</p> <p>なお、公開前に委員の皆様には送付させていただきますので、ご確認の程よろしくお願いたします。</p>
司会	<p>【5 閉会】</p> <p>長時間にわたりご協議いただきまして、大変ありがとうございました。</p>

司会	以上を持ちまして、令和4年度第2回の幸手市地域公共交通会議を終了させていただきます。 ありがとうございました。 (終 了)
----	---